

- (2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したもの
伐採
- 二 一ヘクタール以下の宅地の造成等でハ（1）に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- 五 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。
- イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないと。
- 六 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が一ヘクタールを超えないこと。
- 七 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 附 則**
- （施行期日）
- この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例の施行の際旧都市計画法施行令（大正八年勅令第四百八十二号）第十三条の規定による都道府県知事の命令の規定又はこれに基づく处分に附した条件に違反している者に対する違反是正のための措置（第二条第一項ただし書、同条第二項又は同条第三項に規定するものに係るものを除く。）については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成六年一二月二二日政令第三九八号）
- この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。
- 附 則（平成一三年三月三〇日政令第九八号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。（風致地区内における建築等の規制に関する政策）
- 附 則（平成一四年三月二二日政令第六二号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。（風致地区内における建築等の規制を定める政策）
- 第三条 この政令の施行の際現に効力を有する旧都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例（都道府県が定めたものに限る。以下この条において「現条例」という。）は、第十四条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下この条において「新条例」という。）で定める基準に従つたものとみなす。ただし、その日以前に、都道府県が新令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域にわたるものに限る。）に係る部分、市町村が新令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち当該市町村の区域における面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る部分については、それぞれ当該新令で定める基準に従つた条例の施行の日以後は、この限りでない。
- 附 則（令和五年三月二三日政令第六八号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四日政令第五九号）
この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年六月一四日政令第一八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二三年六月一四日政令第一八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二三年六月一四日政令第一八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十三条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第三条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一月二八日政令第三六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十四条の規定の施行の際現に効力を有する都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例（都道府県が定めたものに限る。以下この条において「現条例」という。）は、第十四条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下この条において「新条例」という。）で定める基準に従つたものとみなす。ただし、その日以前に、都道府県が新令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域にわたるものに限る。）に係る部分、市町村が新令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち当該市町村の区域における面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る部分については、それぞれ当該新令で定める基準に従つた条例の施行の日以後は、この限りでない。

附 則（令和五年三月二三日政令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。